

## 在宅人工呼吸器使用患者支援事業実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業（以下「支援事業」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この支援事業は、人工呼吸器を装着していることについて特別の配慮を必要とする難病の患者に対して診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を実施することにより、在宅において適切な医療の確保を図ることを目的とする。

(実施主体)

第3条 支援事業の実施主体は、栃木県とする。

(実施方法)

第4条 この支援事業は、在宅人工呼吸器使用患者支援を行うに適切な訪問看護ステーション又は訪問看護を行うその他の医療機関（以下「訪問看護ステーション等医療機関」という。）に委託することにより行う。

(対象患者)

第5条 支援事業の対象となる者（以下「対象患者」という。）は、栃木県内に住所を有する難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号。以下「法」という。）第5条に規定する指定難病の患者及び特定疾患治療研究事業対象疾患患者で、かつ、当該指定難病及び対象疾患を主たる要因として在宅で人工呼吸器を使用している患者のうち、医師が訪問看護を必要と認める患者とする。

(対象患者の決定及び支援実施期間)

第6条 対象患者として決定を受けようとするときは、本人又は家族が、在宅人工呼吸器使用患者支援事業登録申請書（様式第1号）に主治医の訪問看護指示書（診療報酬対象外の訪問看護に係る訪問看護指示書をいう。以下同じ。）及び訪問看護計画書（診療報酬対象分と対象外分を含む訪問看護計画書をいう。以下同じ。）を添えて、所管健康福祉センター所長（宇都宮市に住所を有する対象患者にあつては、委託を受けた宇都宮市保健所長。以下同じ。）を経由して知事に提出するものとする。

ただし、対象患者として決定を受けようとする者が他制度による公費負担医療の給付を受けている等の理由により法第7条に規定する医療受給者証（以下「医療受給者証」という。）及び特定疾患医療受給者証の交付を受けていない場合には、更に、法第5条第1項に規定する指定難病及び当該特定疾患に係る臨床調査個人票又は法第28条第2項に規定する登録者証の添付を必要とする。

- 2 前項の手続きは、当該在宅人工呼吸器使用患者支援を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関がとりまとめて提出することも可とする。
- 3 知事は、第1項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、対象患者とすることの可否を決定し、その結果を申請者及び支援実施訪問看護ステーション等医療機関に通

知するものとする。

4 知事は、対象患者としての適否の決定にあたっては、必要に応じ栃木県特定疾患対策協議会等の意見を徴することができる。

5 支援実施期間は、同一対象患者につき1か年を限度とする。ただし、知事が特に必要と認めるときは、これを延長することができる。

(事業の医療機関等への委託及び実施方法)

第7条 知事は、対象患者の支援事業を行う訪問看護ステーション等医療機関と契約を締結し、支援事業に必要な費用を交付する。

2 本支援事業による訪問看護の回数は、原則として対象患者一人に対して1週間につき5回を限度とする。ただし、対象患者の病状等の状況から特に必要と認められる場合は、年間260回の範囲内で1週間につき5回を超える訪問看護を行っても差し支えないものとする。

3 本支援事業による訪問看護を実施しようとする訪問看護ステーション等医療機関は、毎月の主治医の訪問看護指示書及び訪問看護計画書をあらかじめ、所管健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。

4 訪問看護ステーション等医療機関は、毎月、患者別の在宅人工呼吸器使用患者支援事業実績報告書(様式第2号)を所管健康福祉センター所長を経由して知事に提出するものとする。

(支援事業費の請求)

第8条 前条第1項の費用の額は、診療報酬において、在宅患者訪問看護・指導料又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)第78条に規定する訪問看護療養費を算定する場合には原則として1日につき4回目以降(ただし、特別な事情により複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合にはこの限りではない。)の訪問看護について、患者一人当たり年間260回(以下に掲げる特例措置として実施する場合を含む。)を限度として、次の各号により支払うものとする。

なお、複数の訪問看護ステーション等医療機関により訪問看護を実施する場合には、第2号から第5号までに係る該当区分の費用を支払うものとする。

(1) 医師による訪問看護指示料1月に1回に限り3,000円

(2) 訪問看護ステーションが行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額1回につき8,450円

(3) 訪問看護ステーションが行う准看護師による訪問看護の費用の額1回につき7,950円

(4) その他の医療機関が行う保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用の額1回につき5,550円

(5) その他の医療機関が行う准看護師による訪問看護の費用の額1回につき5,050円

ただし、1日につき3回目の訪問看護を前2回と同一訪問看護ステーションで行う

場合には、特例措置として3回目に対して次のイ又はロの費用を当面の間支払うものとする。

イ 保健師、助産師、看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士による訪問看護の費用1回につき2,500円

ロ 准看護師による訪問看護の費用1回につき2,000円

2 本支援事業のために行った訪問看護指示料の請求は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護指示料請求書（様式第3号）により所管健康福祉センター所長を経由して知事に請求するものとする。

3 本支援事業のために行った訪問看護の費用の請求は、在宅人工呼吸器使用患者支援事業訪問看護費用請求書（様式第4号）により所管健康福祉センター所長を経由して知事に請求するものとする。

（支払等）

第9条 知事は前条第2項又は第3項に定める請求書の提出を受けたときは、速やかに、当該請求書の内容を審査し、支援事業費を支払うものとする。

附則

この要領は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この要領は、令和元年5月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和2(2020)年12月25日から施行する。
- 2 この要領の施行日までに改正前の様式（以下「旧様式」という。）によりなされた申請及びその他の手続きは、改正後の様式によりなされたものとみなす。
- 3 旧様式については、当分の間、所要の補正をして使用することができるものとする。

附則

この要領は、令和3(2021)年4月1日から施行する。

附則

- 1 この要領は、令和4(2022)年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日までに改正前の様式（以下「旧様式」という。）によりなされた申請及びその他の手続きは、改正後の様式によりなされたものとみなす。

3 旧様式については、当分の間、所要の補正をして使用することができるものとする。

附則

この要領は、令和7(2025)年4月1日から施行する。